

議案第 5 号

退職手当条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

令和 3 年 6 月 1 1 日に地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、令和 5 年度から定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や定年前再任用短時間勤務制などを導入するための改正に伴い、本町の関係条例の改正を行うため、この条例案を提出するものです。

退職手当条例の一部を改正する条例

退職手当条例（昭和 37 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 9 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

退職手当条例（昭和37年条例第22号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>第1項から前項までの規定にかかわらず、職員が60歳を超えて勤務した場合については、60歳に達した日の属する月の末日を超える期間は、職員としての勤続期間に算入しない。</u></p>